

ねんりんピック岐阜2025岐阜市協賛制度について

 第37回全国健康福祉祭ぎふ大会
ねんりんピック岐阜2025

清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪

2025年10月18日(土)~21日(火)



ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会

ねんりんピック岐阜2025岐阜市協賛制度のご案内

1 趣 旨

岐阜県では、令和7年10月18日（土）から10月21日（火）までの4日間、第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（愛称：ねんりんピック岐阜2025）が県内全42市町村で56種目開催され、岐阜市においては、テニス、弓道、水泳、ボッチャ、ミニテニス、ユニカールの6種目を開催いたします。

この大会では、全国から訪れる参加者を温かくお迎えし、心のこもったおもてなしをするとともに、本市の魅力を全国に発信してまいります。

現在、ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会と競技団体をはじめとする関係団体が一体となって大会準備を進めており、さらに開催機運を盛り上げて、参加する全ての方々が喜びと感動を共有できる大会となるよう、ご賛同いただける企業や団体及び個人の皆様からの協賛をお願いするものです。

2 募集期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

※募集期間後についても、随時申込みはお受けしますが、対応できない権益が生ずる可能性があります。

3 協賛内容

(1) 広告協賛（種目別プログラムへの広告掲載）

企業・団体：1口 1万円以上

金 額	広 告 掲 載	
10万円以上	A4版 1ページ	白黒
5～10万円未満	A4版 1/2ページ	白黒
1～5万円未満	A4版 1/4ページ	白黒

(2) 個人協賛

個人：1口 5千円以上

(3) 物品等協賛

- ・啓発物品のご提供
- ・選手等への参加記念品のご提供
- ・その他実行委員会が必要とする物品のご提供

4 申込方法

いずれかの様式を、FAX、メールまたは郵送にてお送りください。

- ・（第1号様式）広告協賛申込書
- ・（第2号様式）個人協賛申込書
- ・（第3号様式）物品等協賛申込書

5 申込受付及びお問い合わせ先

ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会事務局

住 所：〒500-8701 岐阜市司町40番地1
（岐阜市役所14F ねんりんピック推進室内）

電 話：058-214-4333（直通）

FAX：058-214-2412

メール：nenrin@city.gifu.gifu.jp

6 協賛者への謝意等

（共 通）

- ・種目別プログラムの協賛団体等の一覧表に、協賛者の意向に応じ企業名・個人名等を掲載します。
- ・その他大会報告書等にも協賛者の意向に応じ企業名・個人名等を掲載します。
- ・30万円以上の企業及び団体協賛者、10万円以上の個人協賛者には、協賛者の意向に応じ感謝状を贈呈します。

（物品等協賛の場合）

- ・協賛物品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができます。

7 税法上の措置

協賛にかかる費用は、法人税における損金算入が原則認められておりますが、詳しくは、税務署までお尋ねください。

8 適格請求書（インボイス）

当実行委員会はインボイス登録業者ではありませんので、予めご了承のうえご協賛をお願いします。

9 その他

申込みの不受理等につきましては、別紙1のとおり規定を設けておりますので、ご了承願います。

(別紙1)

協賛申込みの不受理等について

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である場合。
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が、暴力団であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している場合。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる場合。
- (5) 役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められる場合。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる場合。
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる場合。
- (10) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (11) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの。
- (12) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- (13) その他、市実行委員会が適当でないと認めるもの。